

平成18年5月12日

残留農薬のポジティブ制度導入で食の安全はどうか確保されるのか  
 具体的にわかる情報の提供を望む

仙台市消費者協会 小林達子

農薬、動物用医薬品、添加物問題は、常に消費者の関心の高い問題です。

今月29日に施行される残留農薬のポジティブ制度が、食品に含まれる残留農薬、動物用医薬品、飼料添加物について国産、輸入の区別なく農畜水産物と加工食品を含むすべての食品を規制の対象としたことを評価いたします。残留基準の設定が283種から799へと一挙に3倍近く増え、これまで野放しにされていた輸入農産物に対して、検疫時に大いに役立ちそうと期待が高まります。有効に運用され、私たちがより安心して農作物や加工食品を購入できる制度にしていただきたいと思います。

現行及びポジティブリスト制度施行後の基準値超過件数

農作物	輸出国	現	新	農作物	輸出国	現	新
マンゴー	台湾、フィリピン	2	22	アカシア	タイ	0	1
スナップエンドウ等	中国	0	5	イチゴ	中国	0	1
セルリアック	オランダ	0	5	オクラ	タイ	1	1
ネギ	中国	0	5	グアバ	メキシコ	0	1
枝豆	中国	0	4	くわい	中国	0	1
コーヒー豆	グアテマラ、コロンビア	0	4	ゴマの種子	トルコ	0	1
バナナ	タイ、フィリピン	0	4	ショウガ	中国	0	1
ミニトマト	韓国	0	4	タマネギ	イタリア	0	1
乾燥きくらげ	中国	0	4	チンゲンサイ	中国	0	1
アスパラ	タイ	0	3	ニンジン	中国	0	1
カカオ豆	ガーナ	0	3	ニンニク	中国	0	1
コブミカンの葉	タイ	0	3	ブルーベリー	アメリカ	0	1
小松菜	中国	0	3	ブロッコリー	アメリカ	0	1
しそ	中国	0	3	まくわうり	韓国	0	1
ニンニクの茎	中国	0	3	乾燥ケール	エジプト	0	1
WILDBETAL LEAFBUSH	タイ	0	2	乾燥パセリ	アメリカ、フランス	4	1
アボガド	アメリカ、メキシコ	0	2	大豆	アメリカ	0	1
おうとう	アメリカ	0	2	落花生	中国、南アフリカ	2	1
あたねニンジン	中国	0	2	緑豆	中国	0	1
オレンジ	アメリカ、チリ	0	2	PANDANUS PALM LEAVES	タイ	1	0
サツマイモ	インドネシア	1	2	かき	ニュージーランド	1	0
シイタケ	中国	0	2	キャベツ	中国	1	0
ニラ、乾燥ニラ	台湾、中国	3	2	春菊	中国	1	0
HIYUNA	韓国	0	1	パプリカ	中国	1	0
KAEMPFER	タイ	0	1	フェンネル	オーストラリア	1	0
LIN-FA	タイ	0	1	レタス	アメリカ	1	0
YOUNGPEPPER	タイ	1	1	合計		21	114

05.4.1~9.30 厚労省、輸入時検査検出率例

日本食品衛生協会『食品衛生研究』2006 Vol. 56より

より有効に運用していくには、この新しい制度に対する消費者の理解が欠かせません。

ところで私共は結成して30年目の消費者団体ですが今もってパソコンを持たない情報弱者な団体です。そのためポジティブリスト制度の審議の内容も経過も国民への意見募集もほとんど知らないままここに居ます。そして痛切に感じています。わからない。わかりにくい。わかりたい---と。

例えば農薬と聞くと、殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤、忌避剤、ホルモン剤、展着剤、天敵(昆虫・微生物)などが思い浮かぶのですが、規制対象物質では現行と新制度でどう変わったのでしょうか。動物用医薬品も飼料添加物も、どういものがどんな目的で使われ、今回どう変わったのか。成分や数量、用途など具体的に何もわからない。ポジティブリスト制度の対象外の物質についても物質名はわかりました。でもそれだけです。何がどうなって対象外となったのか、これも説明がありません。

### 対象外物質(65物質)

1 亜鉛	23 ケイ素	45 バリウム
2 アザシラクチン	24 ケイソウ土	46 バリン
3 アスコルビン酸	25 ケイ皮アルデヒド	47 バントテン酸
4 アスタキサンチン	26 コバラミン	48 ビオチン
5 アスバラギン	27 コリン	49 ヒスチジン
6 $\beta$ -アポ-8'-カロチン酸エチルエステル	28 シイタケ菌糸体抽出物	50 ヒドロキシプロピルデンブ
7 アラニン	29 亜塩	51 ビリドキシン
8 アリシン	30 酒石酸	52 プロピレングリコール
9 アルギニン	31 セリン	53 マグネシウム
10 アンモニウム	32 セレン	54 マシン油
11 硫黄	33 ソルビン酸	55 マリーゴールド色素
12 イノシトール	34 チアミン	56 ミネラルオイル
13 塩素	35 チロシン	57 メチオニン
14 オレイン酸	36 鉄	58 メナジオン
15 カリウム	37 銅	59 葉酸
16 カルシウム	38 トウガラシ色素	60 ヨウ素
17 カルシフェロール	39 トコフェロール	61 リボフラビン
18 $\beta$ -カロテン	40 ナイアシン	62 レシチン
19 クエン酸	41 ニームオイル	63 レチノール
20 グリシン	42 乳酸	64 ロイシン
21 グルタミン	43 尿素	65 ワックス
22 クロレラ抽出物	44 パラフィン	

暫定基準を設定する際に基準作りの根拠にしているコーデックス基準ですが、国際基準だからと受け入れて問題は無いのですか。日本の食習慣に照らして何ひとつ問題ないと言えるのですか。また、アメリカ、カナダ、オーストラリアなど輸出国の基準が日本の食習慣にとってどうなのか、不安を覚えます。

加工食品についても具体的に食品名が示されておらず、新しい制度で何がどう変わるのか比較することができません。

また、不検出という表現は「検出されてはならない」という意味でしょうか。検出されてはならないものとは何ですか。

暫定基準の見直しは5年毎だそうですが、めまぐるしく世界が動いているのに長すぎませんか。必要なら毎年でも見直すべきだと思いませんか。いかがでしょうか。

何にしろ、わからない事が多すぎます。私たちが理解し、判断できるよう不  
くわしい情報を、わかりやすく提供していただく事が、絶対、必要です。